



「富士市異業種連携新サービス・新事業創出支援補助金」 公募

富士市では、新型コロナウイルス感染症拡大により、事業者においてビジネス強化が求められる中、緊急事態宣言等による売り上げの減少など、大きく影響を受けた事業者が、業界・業態に関わらず異業種連携し、新たなサービスや事業を創出する取組を支援するため、「富士市異業種連携 新サービス・新事業創出支援補助金」の公募を行います。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた異業種の市内中小企業者等の皆様が連携して行う新サービス・新事業の創出、チャレンジを支援します。

補助制度の概要等

《対象事業者》

市内中小企業等が過半数を占める2者以上の共同体（以下の①及び②）で新サービス、新事業に向けた取組を行う者。ただし、過去に本補助金の交付決定を受けた者は除く。

- ① 市内中小企業者等
- ② ①と連携する異分野・異業種の事業者等

※「連携」は事業の発案・検討や、事業により収益や実証等の恩恵を受けるなど、継続的な事業関与を行うものをいい、単なる外注など一時的な関与は含めません

※大企業、市外企業、中小企業に該当しない法人（NPO法人・医療法人等）など、市内中小企業等以外の事業者との連携も補助対象とするが、その場合であっても2者以上の市内中小企業等連携が必要。

また、市外事業者等が支出する経費は対象外とする。

※他の補助制度や支援措置を受ける（又は受ける予定の）事業者は対象となりません

《補助金の金額等》

- 補助率 2/3
- 補助額 上限 500 万円（1,000 円未満の端数切り捨て）

《対象となる経費》

- 製品・サービス開発費…機械器具費、原材料費、消耗品費、技術指導料、委託費、直接人件費 等
 - 人材育成費…教材費、受講・講師料
 - 販路開拓費…会場整備費、出店登録料、営業代行料、広告宣伝費
 - 共通経費…旅費、会場借料
 - 設備導入費
- ※すべての経費において、消費税、振込手数料は対象経費から除く

《その他》

- 予算額 30,000 千円
- 応募書類 応募申込書、事業計画書、収支予算書、連携構成員名簿、市税完納証明書 等
- 応募期間 令和4年4月1日（金）～同年4月28日（木）
- 事業期間 交付決定日から令和5年3月10日（金）まで

《スケジュール（予定）》

- 令和4年4月1日（金） 公募開始
- ” 4月28日（木） 応募申込書等提出期限
- ” 5月中～下旬 審査委員会、補助事業者の内定、交付申請書提出 等
- ” 6月上旬 補助金の交付決定（事業着手）

詳細は、市ウェブサイト (<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/sangyo/c0301/rn2ola000003f10w.html>) で、補助金公募要領及び交付要領を確認してください。

問合せ

〒417-8601 富士市永田町1丁目100番地
富士市産業経済部産業政策課 CNF・産業戦略担当
TEL (0545) 55-2779 E-mail sa-sangyou@div.city.fuji.shizuoka.jp